

平成 20 年 11 月 18 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

**新株式発行、自己株式の処分および株式売出し  
ならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げについて**

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 <sup>くろやなぎ のぶお</sup> 畔柳 信雄）は、本日開催の取締役会において、新株式発行、自己株式の処分および当社株式の売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関し、下記のとおり決議しました。

記

1. 募集による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類および数 下記①および②の合計による当社普通株式 634,800,000 株
- ① 下記(4)①および②記載の各募集における引受会社の引受の対象株式として当社普通株式 569,700,000 株
- ② 下記(4)②記載の米国引受会社および国際引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 65,100,000 株
- なお、平成 20 年 11 月 25 日（火）に取締役会が開催され、上記①および②の株式数ならびにその合計数に変更されることがある。
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、発行価格等決定日（平成 20 年 12 月 8 日（月）から平成 20 年 12 月 10 日（水）までの間のいずれかの日）に決定する。
- (3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 ① 国内一般募集
- 国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とする。野村證券株式会社（以下「当初買取引受会社」という。）が国内一般募集に係る新株式の全株式について買取引受けし、三菱 UFJ 証

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933 年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

券株式会社および野村証券株式会社を代表引受会社とする引受団(当初買取引受会社を含み、以下「国内引受会社」という。)が当該株式の一般募集の取扱いを行い、残株が生じた場合には国内引受会社が当初買取引受会社よりこれを連帯して引受ける。

② 海外市場における募集

米国およびカナダにおける募集(以下「米国募集」という。)のため、Morgan Stanley & Co. Incorporated、J.P. Morgan Securities Inc.およびNomura Securities International, Inc.を共同主幹事引受会社とする引受人(以下「米国引受会社」という。)に総額個別買取引受けさせ、また上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。また、欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における募集(以下「国際募集」といい、米国募集とあわせて「海外市場における募集」という。)のため、Morgan Stanley & Co. International plc、J.P. Morgan Securities Ltd.およびNomura International plcを共同主幹事引受会社とする引受人(以下「国際引受会社」という。)に総額個別買取引受けさせ、また上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

③ 上記①および②記載の各募集については、国内一般募集 234,800,000株および海外市場における募集 400,000,000株(上記(1)①記載の引受の対象株式 334,900,000株および上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 65,100,000株)を目処とするが、各募集間で配分する上記(1)①記載の引受の対象株式数および上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数の内訳は、平成20年11月25日(火)に取締役社長または財務担当役員により変更されることがあり、最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、米国募集および国際募集の間で配分する米国引受会社および国際引受会社の引受の対象株式数および上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式数の内訳の目処は、平成20年11月25日(火)に取締役社長または財務担当役員が決定する。

④ 上記①および②記載の各募集、後記「2.自己株式の処分による株式売出し」(3)①および②記載の各売出しならびに後記「3.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)」(4)記載の売出しのジョイント・グローバル・コーディネーター  
モルガン・スタンレー証券株式会社および野村証券株式会社

⑤ 上記①および②記載の各募集、後記「2.自己株式の処分による株式売出し」(3)①および②記載の各売出しならびに後記「3.当社株式の売出

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)上(EDGAR)で無料で閲覧することができます。

し（オーバーアロットメントによる国内売出し）」(4)記載の売出し  
の「コ・グローバル・コーディネーター

三菱UFJ証券株式会社およびJPモルガン証券株式会社

- ⑥ 上記①および②記載の各募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- ⑦ 上記①および②記載の各募集における引受人に対して当社は引受手数料は支払わないが、国内一般募集における発行価格と当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は国内引受会社の引受手数料として各国内引受会社に分配され、米国募集および国際募集における発行価格と米国引受会社および国際引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は米国引受会社および国際引受会社の手取金とする。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  
( 国 内 )
- (6) 払 込 期 日 平成20年12月15日（月）から平成20年12月17日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 資 金 使 途 後記「2.自己株式の処分による株式売出し」記載の要領による自己株式の処分による株式売出しおよび後記「4.第三者割当による新株式発行」記載の要領による第三者割当による新株式発行の差引手取概算額と合わせ、その全額を当社連結子会社への出資に充当し、当社グループの財務基盤の安定化を図る予定である。
- (9) 払込金額、発行価格、増加する資本金および資本準備金の額その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。
- (10) 国内一般募集および米国募集については、金融商品取引法および1933年米国証券法による届出の効力発生をそれぞれ条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

## 2. 自己株式の処分による株式売出し

- (1) 処分株式の種類および数 当社普通株式 300,000,000 株  
なお、平成 20 年 11 月 25 日（火）に取締役会が開催され、上記の株式数  
が変更されることがある。
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定  
される方式により、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(2)記  
載の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1.募集による  
新株式発行（一般募集）」(2)記載の一般募集における払込金額と同一と  
する。
- (3) 処分方法 ① 引受人の引受による国内売出し  
国内における売出し（以下「引受人の引受による国内売出し」とい  
う。）のため、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(4)①記  
載の当初買取引受会社が当該売出しに係る自己株式の全株式につい  
て買取引受けし、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(4)  
①記載の国内引受会社が当該株式の売出しの取扱いを行い、残株が生  
じた場合には国内引受会社が当初買取引受会社よりこれを連帯して  
引受ける。
- ② 海外市場における売出し  
米国およびカナダにおける売出し（以下「米国売出し」という。）の  
ため、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(4)②記載の米国  
引受会社に総額個別買取引受けさせる。また、欧州を中心とする海外  
市場（米国およびカナダを除く）における売出し（以下「国際売出し」  
といい、米国売出しとあわせて「海外市場における売出し」という。）  
のため、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(4)②記載の国  
際引受会社に総額個別買取引受けさせる。
- ③ 上記①および②記載の各売出しについては、引受人の引受による国内  
売出し 200,000,000 株および海外市場における売出し 100,000,000 株を  
目処とするが、各売出し間で配分する上記(1)記載の処分株式数の内  
訳は、平成 20 年 11 月 25 日（火）に取締役社長または財務担当役員  
により変更されることがあり、最終的な内訳は、需要状況等を勘案し  
た上で、発行価格等決定日に決定する。なお、米国売出しおよび国際  
売出しの間で配分する処分株式数の内訳の目処は、平成 20 年 11 月  
25 日（火）に取締役社長または財務担当役員が決定する。
- ④ 上記①および②記載の各売出しにおける売出価格は、日本証券業協会  
の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「1.募集による新株式発行(一般募集)」(4)⑥記載の一般募集における発行価格と同一とする。

⑤ 上記①および②記載の各売出しにおける引受人に対して当社は引受手数料は支払わないが、引受人の引受による国内売出しにおける売出価格と当初買取引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は当初買取引受会社の手取金となり、当該手取金は国内引受会社の引受手数料として各国内引受会社に分配され、米国売出しおよび国際売出しにおける売出価格と米国引受会社および国際引受会社より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額は米国引受会社および国際引受会社の手取金とする。

- (4) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。  
( 国 内 ) なお、申込期間(国内)は前記「1.募集による新株式発行(一般募集)」(5)記載の一般募集における申込期間(国内)と同一とする。
- (5) 払 込 期 日 平成 20 年 12 月 15 日(月)から平成 20 年 12 月 17 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。なお、払込期日は前記「1.募集による新株式発行(一般募集)」(6)記載の一般募集における払込期日と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 20 年 12 月 16 日(火)から平成 20 年 12 月 18 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、売出価格その他自己株式の処分による株式売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。
- (9) 引受人の引受による国内売出しおよび米国売出しについては、金融商品取引法および 1933 年米国証券法による届出の効力発生をそれぞれ条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)上(EDGAR)で無料で閲覧することができます。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 お よ び 数 当社普通株式 65,200,000 株  
なお、上記株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、前記「1. 募集による新株式発行（一般募集）」(2)記載の発行価格等決定日に決定される。  
また、平成 20 年 11 月 25 日（火）に取締役会が開催され、上記株式数が変更されることがある。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は前記「2. 自己株式の処分による株式売出し」(3)④記載の自己株式の処分による株式売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集および引受人の引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「2. 自己株式の処分による株式売出し」(4)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける申込期間（国内）と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「2. 自己株式の処分による株式売出し」(6)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる国内売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募集株式の当社普通株式 65,200,000 株  
種類および数 なお、平成 20 年 11 月 25 日（火）に取締役会が開催され、上記株式数が変更されることがある。
- (2) 払込金額の決定方法 前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(2)記載の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間 平成 21 年 1 月 13 日（火）
- (6) 払込期日 平成 21 年 1 月 14 日（水）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金および資本準備金の額その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長または財務担当役員に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

## 5. 新株式の発行に係る発行登録の取下げ

### (1) 取下げた発行登録の概要

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| ① | 提出日       | 平成20年10月27日   |
| ② | 募集有価証券の種類 | 当社普通株式  |
| ③ | 発行予定期間    | 発行登録の効力発生日から1年を経過する日まで<br>(平成20年11月4日 ~ 平成21年11月3日) |
| ④ | 発行予定額     | 6,000億円   |

### (2) 発行登録による新株式の発行実績 なし

### (3) 発行登録の取下げ理由

当社普通株式の募集と同時に当社自己株式の処分による株式売出しを行うこととしたことに  
伴い、有価証券届出書を提出することとしたため。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。



<ご参考>

#### 1. オーバーアロットメントによる国内売出し等について

前記「3.当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる国内売出しは、前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(4)①に記載の国内一般募集および前記「2.自己株式の処分による株式売出し」(3)①に記載の引受人の引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から 65,200,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）です。オーバーアロットメントによる国内売出しの売出株式数は、65,200,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われな場合があります。また、平成 20 年 11 月 25 日（火）に当社取締役会が開催され、変更される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村証券株式会社に取得させるために、当社は平成 20 年 11 月 18 日（火）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 65,200,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 1 月 14 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、国内一般募集、引受人の引受による国内売出しおよびオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 1 月 6 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、シンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、国内一般募集、引受人の引受による国内売出しおよびオーバーアロットメントによる国内売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数から、安定操作取引およびシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定です。そのため本件第三者割当増資における発行予定株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる国内売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる国内売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、シンジケートカバー取引に関して、野村証券株式会社は、三菱UFJ証券株式会社と協議の上、これを行います。また、安定操作取引に関して、野村証券株式会社は、その方針を三菱UFJ証券株式会社と協議の上、これを行うものとし、適宜モルガン・スタンレー証券株式会社およびJPモルガン証券株式会社と協議するものとしします。

## 2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	10,933,679,680株
(平成20年10月31日現在)	第一回第三種優先株式	100,000,000株
	第十一種優先株式	1,000株
	第十二種優先株式	11,300,000株
	合計	11,044,980,680株
公募増資による増加株式数	普通株式	634,800,000株 (注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	11,568,479,680株 (注) 1.
	第一回第三種優先株式	100,000,000株
	第十一種優先株式	1,000株
	第十二種優先株式	11,300,000株
	合計	11,679,780,680株 (注) 1.

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

第三者割当増資による増加株式数	普通株式	65,200,000株	(注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	11,633,679,680株	(注) 2.
	第一回第三種優先株式	100,000,000株	
	第十一種優先株式	1,000株	
	第十二種優先株式	11,300,000株	
	合計	11,744,980,680株	(注) 2.

- (注) 1. 米国引受会社および国際引受会社が前記「1.募集による新株式発行（一般募集）」(1)②記載の権利全部を行使した場合の数字です。
2. 前記「4.第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。
3. 上記のほか平成20年11月17日を払込期日として第1回第五種優先株式156,000,000株が発行されています。

### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数(平成20年10月31日現在)	301,004,692株
処分株式数	300,000,000株
処分後の自己株式数	1,004,692株

### 4. 資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

当社連結子会社への出資に充当し、当社グループの財務基盤の安定化を図る予定です。

#### (2) 前回の調達資金の使途の変更

変更はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

調達資金については、当社連結子会社への出資に充当しますので、当社グループの成長性、収益性を高めるものと考えています。

### 5. 株主への利益配分等

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題と位置づけ、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざしつつ、配当金額の継続的な増加に努めることを基本方針といたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

業績や戦略的な投資の環境等を総合的に判断した上で、引き続き連結当期純利益に対する配当性向を20%超とするよう努力してまいります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、企業価値の持続的な向上と企業体質のさらなる強化をめざすべく、活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
1 株当たり当期純利益	123,144.24 円	46,415.96 円	39.79 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	普通株式 7,000 円 (3,000 円) 第一回第三種優先 株式 60,000 円 (30,000 円) 第八種優先株式 15,900 円 (—) 第九種優先株式 18,600 円 (—) 第十種優先株式 19,400 円 (—) 第十一種優先株式 5,300 円 (—) 第十二種優先株式 11,500 円 (—)	普通株式 11,000 円 (5,000 円) 第一回第三種優先 株式 60,000 円 (30,000 円) 第八種優先株式 15,900 円 (7,950 円) 第十一種優先株式 5,300 円 (2,650 円) 第十二種優先株式 11,500 円 (5,750 円)	普通株式 14.00 円 (7.00 円) 第一回第三種優先 株式 60.00 円 (30.00 円) 第八種優先株式 15.90 円 (7.95 円) 第十一種優先株式 5.30 円 (2.65 円) 第十二種優先株式 11.50 円 (5.75 円)
実績配当性向	5.85%	23.69%	35.18%

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

自己資本当期純利益率	21.34%	8.43%	6.65%
純資産配当率	1.14%	1.89%	2.27%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式を除く）で除した数値です。
2. 各決算期の実績配当性向は当期の普通株式配当金総額を、当期純利益から当期の優先株式配当金総額を控除した金額で除した数値です。
3. 各決算期の自己資本当期純利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己資本から発行済優先株式数に当該優先株式の発行価額を乗じた金額を控除した金額の期首期末平均で除して算出しております。
4. 各決算期の純資産配当率は、当期の普通株式配当金総額を期末の純資産から期末発行済優先株式数に当該優先株式の発行価額を乗じた金額を控除した金額で除した数値です。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

上記ご参考「2. 今回の公募増資および第三者割当増資による発行済株式総数の推移」記載のとおり、当社は、第一回第三種、第一回第五種、第十一種および第十二種優先株式を発行しておりますが、第十一種および第十二種優先株式は取得請求が可能であります。かかる取得請求が行われた場合、当該優先株式の取得と引換えに当社普通株式が交付されます。平成20年10月31日現在発行している第十一種および第十二種優先株式の全てがそれぞれ平成20年10月31日現在において有効な取得価額で取得された場合、かかる取得により交付される当社普通株式の総数は14,197,070株となります。これは、今回の公募増資および第三者割当増資後の発行済株式総数の0.12%となる見込みです。

また、当社は当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員に対して、ストックオプションとして新株予約権を付与しております。なお、今回の公募増資および第三者割当増資後の発行済株式総数に対する下記の新株式発行予定残数の比率は、0.05%となる見込みです。

ストックオプションの付与状況（平成20年10月31日現在）

発行取締役会決議	新株式発行 予定残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本 組入額	発行行使期間
平成19年11月21日	2,185,400株	1,033円	517円	平成19年12月6日から 平成49年12月5日まで
平成20年6月27日	3,263,600株	924円	462円	平成20年7月15日から 平成50年7月14日まで

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト（www.sec.gov）上（EDGAR）で無料で閲覧することができます。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
平成20年11月17日	390,000百万円	1,578,052百万円	1,578,070百万円	(注)

(注) 第1回第五種優先株式の第三者割当によるものです。

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	925,000円	1,820,000円	1,350,000円 *1,097円	863円
高 値	1,810,000円	1,950,000円	1,430,000円 *1,252円	1,173円
安 値	873,000円	1,260,000円	990,000円 *782円	490円
終 値	1,800,000円	1,330,000円	1,010,000円 *860円	595円
株価収益率	14.61倍	28.65倍	21.61倍	一倍

(注) 1. 当社は、平成19年9月30日を効力発生日として1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. \*印は、株式分割による権利落後の株価を示しております。

3. 平成21年3月期の株価については平成20年11月14日(金)現在で表示しております。

4. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分および株式売出しならびに新株式の発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資に関する判断をされるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、当社が作成する目論見書が用いられます。この目論見書には、当社およびその経営に関する詳細な情報が、財務諸表と同様に記載されます。本件募集・売出しの一部は、1933年米国証券法に基づく届出によって、米国で登録される予定であり、その届出書は無料で当社から取得し、または米国証券取引委員会のウェブサイト(www.sec.gov)上(EDGAR)で無料で閲覧することができます。